

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月27日
【中間会計期間】	第151期中（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	みずほ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 梅田 圭
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 藤田 智道
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 藤田 智道
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	(自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	119,311	115,186	107,730	250,276	251,942
うち連結信託報酬	百万円	27,593	27,918	27,277	54,996	59,131
連結経常利益	百万円	31,344	25,625	18,116	63,514	59,280
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	26,120	18,073	17,246		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				47,532	41,507
連結中間包括利益	百万円	22,967	9,436	26,011		
連結包括利益	百万円				24,560	9,803
連結純資産額	百万円	624,872	612,074	612,217	626,465	612,440
連結総資産額	百万円	7,029,428	7,398,584	7,423,553	7,579,619	7,204,451
1株当たり純資産額	円	78.51	76.83	77.35	78.68	76.84
1株当たり中間純利益金額	円	3.30	2.28	2.17		
1株当たり当期純利益金額	円				6.00	5.24
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	-	-		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				-	-
自己資本比率	%	8.84	8.21	8.24	8.21	8.44
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,102	136,053	369,520	472,878	500,425
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	72,692	61,168	131,383	239,997	127,936
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	23,748	23,827	26,234	23,748	23,827
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	1,801,323	2,201,945	2,245,528		
現金及び現金同等物の期末残高	百万円				2,423,432	1,771,054
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,136 [976]	5,111 [967]	4,973 [943]	5,076 [970]	4,988 [964]
信託財産額	百万円	73,491,384	78,689,033	88,627,721	74,794,835	80,709,287

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分) を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第149期中	第150期中	第151期中	第149期	第150期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	99,992	95,561	89,548	209,539	209,112
うち信託報酬	百万円	27,593	27,919	27,277	54,997	59,132
経常利益	百万円	28,028	21,702	15,819	55,354	49,676
中間純利益	百万円	20,546	15,562	15,704		
当期純利益	百万円				39,063	35,398
資本金	百万円	247,369	247,369	247,369	247,369	247,369
発行済株式総数						
普通株式	千株	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784
優先株式		955,717	955,717	955,717	955,717	955,717
純資産額	百万円	584,152	563,486	565,995	579,452	561,705
総資産額	百万円	6,893,720	7,261,411	7,273,580	7,426,486	7,076,682
預金残高	百万円	3,451,293	3,385,851	3,133,125	3,253,498	3,096,295
貸出金残高	百万円	3,345,724	3,370,722	3,465,966	3,355,173	3,367,475
有価証券残高	百万円	981,042	866,541	695,685	841,621	958,624
1株当たり配当額						
普通株式	円	-	-	-	3.01	2.63
第一回第一種優先株式		-	-	-	-	-
第二回第三種優先株式		-	-	-	-	-
自己資本比率	%	8.47	7.76	7.78	7.80	7.93
従業員数	人	3,503	3,504	3,395	3,478	3,424
[外、平均臨時従業員数]		[812]	[794]	[764]	[805]	[792]
信託財産額	百万円	73,491,384	78,689,033	88,627,721	74,794,835	80,709,287
信託勘定貸出金残高	百万円	707,692	644,939	573,325	658,368	634,513
信託勘定有価証券残高	百万円	189,033	157,946	123,858	181,657	130,890

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

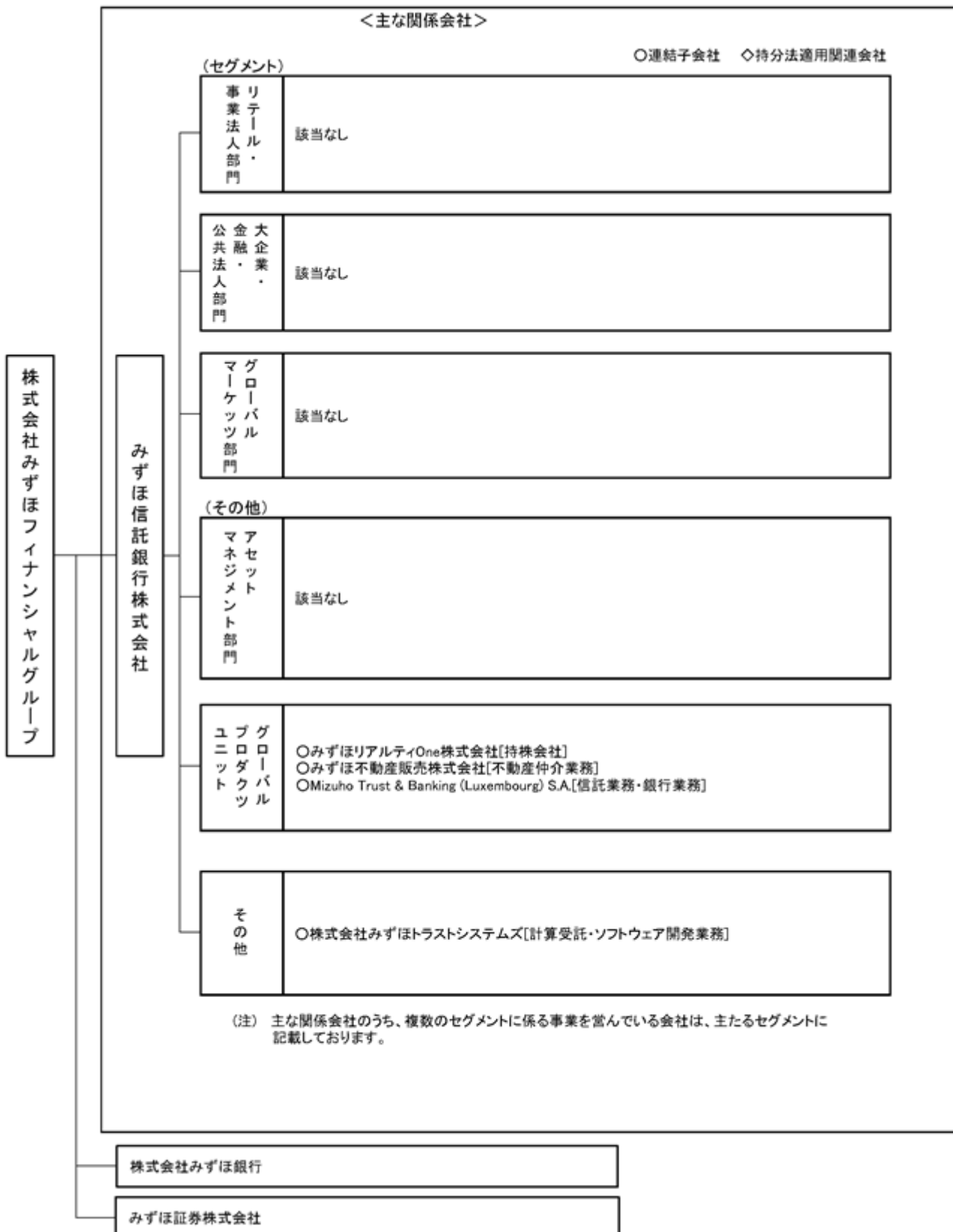
2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主な関係会社についても、異動はありません。

当行の2020年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)中間連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

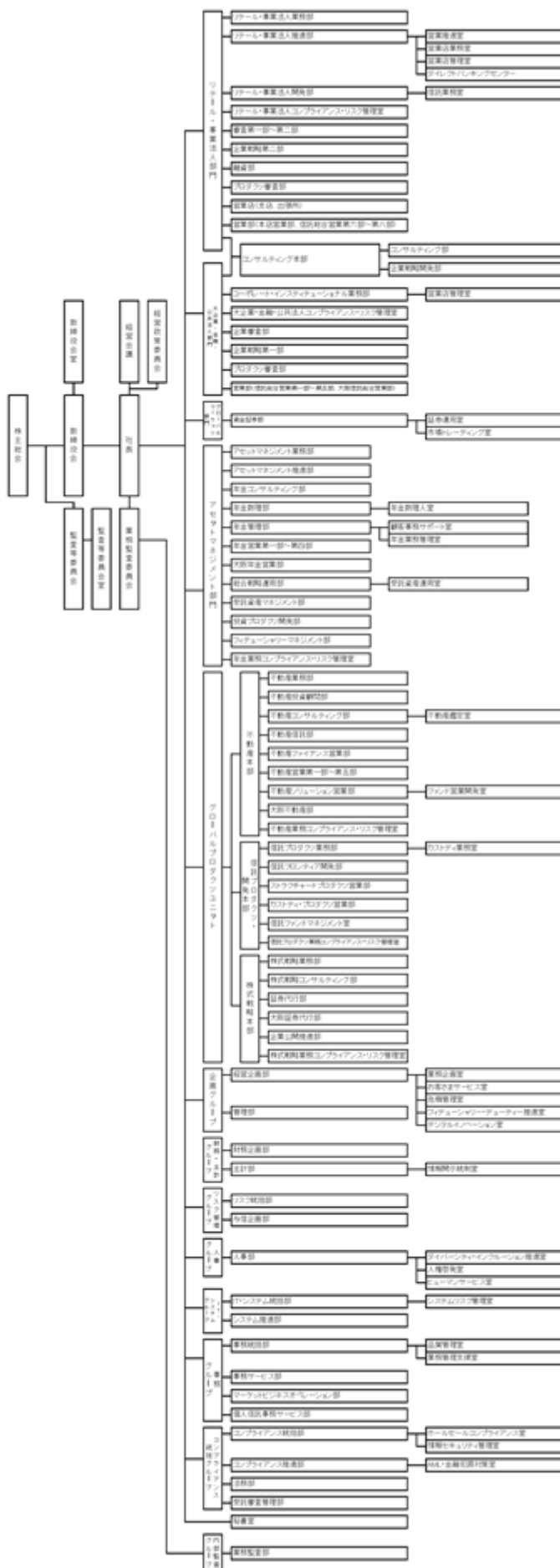
事業系統図

(2020年9月30日現在)



当行組織図

(2020年11月27日現在)



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年9月30日現在

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケティング部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,630 [581]	168 [29]	32 [2]	3,143 [331]	4,973 [943]

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員941人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2020年9月30日現在

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケティング部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,625 [578]	168 [29]	32 [2]	1,570 [155]	3,395 [764]

- (注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また執行役員30人、嘱託及び臨時従業員757人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は3,386人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

企業理念

当グループは、みずほとして行うあらゆる活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『みずほの企業理念』を制定しております。この考え方に基づきグループが一体となって事業運営・業務推進を行うことで、お客さまと経済・社会の発展に貢献し、みなさまに〈豊かな実り〉をお届けしてまいります。

基本理念：みずほの企業活動の根本的考え方

みずほは、『日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ』として、常にフェアでオープンな立場から、時代の先を読む視点とお客さまの未来に貢献できる知見を磨き最高水準の金融サービスをグローバルに提供することで、幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献していく。

これらを通じ、みずほは、いかなる時代にあっても変わることのない価値を創造し、お客さま、経済・社会に〈豊かな実り〉を提供する、かけがえのない存在であり続ける。

ビジョン：みずほのあるべき姿・将来像

『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』

1. 信頼No. 1の みずほ
2. サービス提供力No. 1の みずほ
3. グループ力No. 1の みずほ

みずほValue：役職員が共有すべき価値観・行動軸

1. お客さま第一 ~ 未来に向けた中長期的なパートナー ~
2. 変革への挑戦 ~ 先進的な視点と柔軟な発想 ~
3. チームワーク ~ 多様な個性とグループ総合力 ~
4. スピード ~ 鋭敏な感性と迅速な対応 ~
5. 情熱 ~ コミュニケーションと未来を切り拓く力 ~

経営計画

当グループは、2019年度からの5年間を計画期間とする「5ヵ年経営計画～次世代金融への転換」をスタートいたしました。

この経営計画では、新たな時代の顧客ニーズに対応して、顧客との新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作ってまいります。

5ヵ年経営計画～次世代金融への転換				
基本方針	<p>「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進 ～経営資源配分等のミスマッチを解消し、新たなお客さまのニーズに対応することで、「次世代金融への転換」を図る</p>			
基本戦略	<p>顧客との新たなパートナーシップを構築すべく、「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造</p> <p style="text-align: center;"> オープン & コネクト 熱意と専門性 </p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまで培ったみずほの強みを最大限発揮 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 1 顧客基盤・ネットワークと 信頼・安心感 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 2 金融機能・市場プレゼンスと 非金融領域への対応力 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 3 グループ体系的な ビジネス推進体制 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■ デジタルイノベーションへの取り組みや、外部との積極的な協働を加速 	1 顧客基盤・ネットワークと 信頼・安心感	2 金融機能・市場プレゼンスと 非金融領域への対応力	3 グループ体系的な ビジネス推進体制
1 顧客基盤・ネットワークと 信頼・安心感	2 金融機能・市場プレゼンスと 非金融領域への対応力	3 グループ体系的な ビジネス推進体制		
みずほのあり方	<p>来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ</p>			

(2) 経営環境

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、世界経済は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大きく落ち込んだ後、回復基調に転じてきていますが、依然として感染拡大には歯止めがかかっておらず、回復の足かせとなっています。

米国経済は、感染拡大を受け失業率が急上昇しましたが、経済活動の再開に伴い、雇用環境は改善しつつあります。FOMC（米連邦公開市場委員会）は金融緩和を当面継続する姿勢を示すことにより、経済の下支えをしています。引き続き感染が拡大していることに加え、議会における追加景気対策の交渉が大統領選や議会選を控える中で膠着するなど、先行きの不透明感は拭い切れません。

欧州では、強力なロックダウンにより消費や生産活動が急激に収縮しましたが、経済活動の再開により景気は底打ちの動きが見られます。しかしながら、英・EU間のFTA（自由貿易協定）交渉の決裂リスクや、感染再拡大など、景気の先行きへの懸念は強まっています。

アジアでは、経済活動を再開した中国においてインフラ投資主導の回復が続きましたが、雇用や消費マインドの改善は道半ばであるなど、民需の回復は緩慢です。また、米中摩擦の激化は両国にとどまらず、世界経済全体を下押ししています。新興国では感染拡大が続いており、資源・観光依存度の高い国や財政出動余地の低い国への影響が懸念されます。また、資金流出圧力は和らぎましたが、感染拡大長期化による通貨安再燃リスクも残存しています。

日本経済は、緊急事態宣言を受け消費・輸出・生産が大幅に落ち込みましたが、宣言解除後は徐々に持ち直しつつあります。政府・日本銀行が企業の資金繰り支援に重点を置き、金融緩和のスタンスも維持していることもあり、失業率の上昇や企業倒産件数は抑制されていますが、サービス関連消費の落ち込みの継続は景気回復の重石となっています。

世界経済の先行きは、経済活動の再開に加え、各国の金融緩和や財政出動の下支えにより、回復基調が継続する見込みですが、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化した場合、雇用や所得の悪化を通じた需要の更なる縮小が懸念されます。日本経済についても、新型コロナウイルス禍が収束に至らず景気の低迷が長期化し、累積的に大きな負の影響が生じる可能性があります。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的かつ急速な感染拡大は、経済や金融市場に大変な混乱を及ぼしており、個人レベルでも、日々の生活や働き方に大きな影響を及ぼしています。

当グループは、お客さまと、従業員とその家族の安全と健康を最優先として、お客さまの資金決済や事業資金のご支援をはじめとした、経済や社会機能の維持のために必要不可欠な金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

今般の危機は、未知のウイルスに端を発しており、現時点において、影響の規模や収束時期、対処方法等を正確に予測することは困難です。一定の時間経過により、急速に経済活動が回復してくることが十分に想定される一方、今後の実体経済の悪化に伴い、危機の段階が徐々に進行する懸念があり、影響が長期に亘ることも想定して対応する必要があります。

一方で、当グループは、保有資産のポートフォリオの質の改善、リスク管理体制の高度化、資本や外貨流動性の強化等、様々な取り組みを進めてきた結果、今般の危機を乗り越えることが出来る十分な耐性を有しております。当グループは、お客さまの実態を把握し、想定されるリスク事象に対応していくとともに、資金供給等のお客さまニーズにしっかりと対応し、お客さまとの関係強化やビジネス機会の捕捉に注力してまいります。

5カ年経営計画の実行

当グループの5カ年経営計画（2019～2023年度）では、新たな時代のお客さまニーズに対応して、お客さまとの新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作っていくことを目指しております。

デジタル化や少子高齢化、グローバル化等のメガトレンドに加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機として、人びとの生活や経済・社会のあり方が大きく、かつ急速に変化しています。新たな時代において、従来の「金融」という枠に捉われない新しい価値を提供する企業であるべく、『前に進むための3つの構造改革』を着実に実行してまいります。

(財務目標)

連結ROE (注1)	2023年度 7%～8%程度
連結業務純益 (注2)	2023年度 9,000億円程度

(注1) その他有価証券評価差額金を除く

(注2) 連結業務純益 + ETF関係損益 (株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社合算) + 営業有価証券等損益 (みずほ証券株式会社連結)

(重点取り組み領域)

ビジネス構造の改革

経済・産業・社会の構造変化に対応し、当グループの強みを活かしつつ、以下の取り組みを中心にビジネス構造を改革してまいります。

新たな社会におけるライフデザインパートナー

人生100年時代のライフデザインをサポートする資産形成とそれを支える人材育成
事業承継ニーズに対する高度なソリューション提供と経営人材確保ニーズへの対応
コンサルティング中心のリアル店舗にデジタルチャネルを融合した次世代店舗展開
テクノロジー活用やオープンな協業を通じた新たな顧客層や需要の創出

産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー

イノベーション企業への成長資金供給、産官学連携等成長加速へのオープンな協働
産業知見等を活用し、事業リスクをシェアする新たなパートナーシップの構築
グローバルな顧客の事業展開を支援すべく、アジアの顧客基盤やネットワークを活用

多様な仲介機能を発揮する市場に精通したパートナー

グローバルネットワークとプロダクト提供体制の最適化により、投資家と投資家、発行体と投資家を繋ぐ多様な仲介機能発揮
実現益と評価損益のバランスを重視しつつ、機動的なアセットアロケーションも活用した、ALM・ポートフォリオ運営の高度化

財務構造の改革

以下の取り組みにより財務構造を改革し、事業環境・競争環境の変化に対応した柔軟な事業・収益構造への転換を実現してまいります。

事業・収益構造の課題を、以下の4つの視点でビジネス領域ごとに可視化

リスクリターン(粗利ROE)、コストリターン(経費率)、成長性、安定性

上記に基づいた、効率化分野から成長分野への集中的な経営資源配分

安定収益基盤を確立した上で、機動的にアップサイド収益を追求する収益構造へ転換

経営基盤の改革

ビジネスの持続的な優位性を支える経営基盤を強化すべく、以下の取り組みを行ってまいります。

新たな業務スタイルへの変革

人材・職場、IT・デジタル、チャネル、グループ会社を重点分野として取り組み

人事については、「社員の成長ややりたい仕事」を軸とする考え方に基づき人事制度を改定し、「社内外で通用する人材バリュー」を最大化する新たな人事戦略を推進

グループガバナンスの強化

持株会社とグループ各社間の役員兼職拡大等により、銀行・証券・信託以外のグループ会社も含めた一体運営を更に強化し、重要戦略や構造改革を着実に遂行

コミュニケーションを軸とした新たなカルチャーへの変革

サステナビリティへの取り組み

社会の期待や当グループの戦略、責任銀行原則を踏まえた取り組みをさらに進めるため、「サステナビリティへの取り組みに関する基本方針」を2020年4月に改定しました。当グループにおけるサステナビリティへの取り組みにおいて、「環境の保全」の観点をこれまで以上に強化するとともに、同方針で定めた以下の考え方にに基づき、サステナビリティ重点項目への取り組みを推進してまいります。

経済・産業・社会・環境に対する直接的・間接的なポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの低減に努めます

金融グループとして、ファイナンス等のサービス提供やお客さまとの対話(エンゲージメント)を通じた間接的なインパクトの大きさを特に重視し、お客さまのSDGs/ESGへの取り組みを多面的にサポートします

インパクトや実現に向けた時間軸について、ステークホルダー間で利益相反・意見の対立がある場合には、その事情・実態や、国際的な規範・合意・世論等を踏まえ、経済・産業・社会・環境の調和と長期的な視点に基づいて取り組みます

当グループの経営計画を踏まえた当行の運営方針等

当行は、当グループの経営計画を踏まえ、信託領域の強みや専門性を活かし、次世代の信託ビジネスを非金融も含め創造するとともに、徹底したコスト削減で競争力を強化することで、お客さまの幅広いニーズに応え、安定収益基盤を確立することを、経営計画における運営方針としております。2020年度は、以下の2点を軸に、取り組みを進めております。

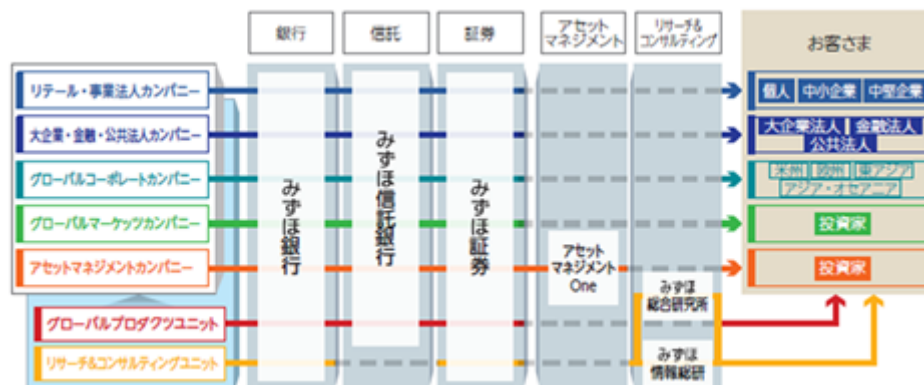
コロナを契機とした顧客ニーズや課題の変化を的確に捉え、最適な信託ソリューションを提供することを通じて、信託に対する社会的な期待に応える

足許の事業環境悪化へ対応すべく、構造改革に前倒しで取組み、ビジネス態勢の見直しやデジタル化を早期に実現することによって次世代の信託ビジネスへの転換を加速する

[カンパニー・ユニットの取り組み]

当グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループを運営しております。

各カンパニー・ユニットの今後の取り組み方針（対処すべき課題）は次のとおりです。



リテール・事業法人カンパニー

個人・中小企業・中堅企業の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券等グループ一体となったコンサルティング営業や、先進的な技術の活用や他社との提携等を通じた利便性の高い金融サービスの提供等に取り組んでおります。

（今後の取り組み方針）

お客さまニーズが急速に変化・多様化する中、個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」におけるライフデザインのパートナーとして、銀行・信託・証券による資産形成・運用や資産承継のアドバイスを通じて、お客さまの思い・希望の実現に向けたサポートを行います。中堅企業・中小企業のお客さまに対しては、不透明な事業環境における事業の維持・拡大に向けた戦略的パートナーとして、グループ一体での高度なソリューション提供を通じ、お客さまの持続的な成長や事業承継の支援に取り組んでまいります。

また、リモート化の進展を踏まえ、日常の定型的な取引については、パソコンやスマートフォン操作で完結することを目指し、利便性の高いサービスを拡充してまいります。一方で、店舗については、「コンサルティングの場」への転換に向け、事務デジタルイゼーションを進めるとともに、銀行・信託・証券の共同店舗化やリモート相談も活用したワンストップでのサービス提供を通じ、お客さまの様々な相談ニーズへの対応に取り組んでまいります。

なお、当グループは、スマホ証券分野での協業を目的として、みずほ証券株式会社がソフトバンク株式会社の子会社である株式会社One Tap BUYの株式を取得し、2020年9月30日に持分法適用関連会社としております。

2019年5月27日に設立いたしましたLINE Bank設立準備株式会社では、「LINE」とリンクした、親しみやすく利用しやすい"スマホ銀行"を提供することで、銀行をより身近な存在へと変化させ、利用者の皆様に寄り添い、日常のご利用いただける新銀行の2020年度中の設立を目指して、準備を進めております。

大企業・金融・公共法人カンパニー

国内の大企業法人・金融法人・公共法人の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの金融・非金融に関するニーズに対し、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを、グループ横断的に提供しております。

（今後の取り組み方針）

産業構造転換の進展、サステナビリティへの関心の高まり等により、企業経営を取り巻く環境は、急速に変化しています。そういった中、事業ポートフォリオの組替えや、成長する海外市場でのビジネス拡充等が、お客さまの課題となっております。邦銀随一の産業知見や高いコンサル力、多様な仲介機能を活かし、お客さまの事業展開の戦略的パートナーとして、財務・資本戦略の立案や遂行に貢献し、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創・協営を実現してまいります。

グローバルコーポレートカンパニー

海外進出日系企業及び非日系企業等の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの事業への深い理解と、貸出・社債引受等のコーポレートファイナンスやトランザクション分野での強みを活かし、様々なソリューションの提供を目指してまいります。

(今後の取り組み方針)

規制変更や外貨調達力といった今後の成長への制約に備えて、事業ポートフォリオを最適化するとともに、お客さまのグローバルな事業展開への協働を通じて、地域を超えたバリューチェーンの活性化に取り組んでまいります。その達成に向けて、事業展開をグローバルに支える戦略的パートナーとして、アジア経済圏におけるネットワークと肥沃な米国資本市場におけるプレゼンスを活かしつつ、アジアをフランチャイズとして各地域のお客さまや機能を繋いでまいります。

グローバルマーケッツカンパニー

個人から機関投資家までの幅広いお客さまに向けたリスクヘッジ・運用ニーズに対してマーケット商品全般を提供するセールス&トレーディング業務、安定的な資金調達・バランスシート運営や債券・株式等の有価証券ポートフォリオ運営等のALM・投資業務を担当しております。銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指してまいります。

(今後の取り組み方針)

地域毎の銀行・証券基盤統合の完遂やグローバルな連携強化により、価格競争力やソリューション提供力を向上させてまいります。また、商業銀行ビジネスによって培われた幅広い顧客基盤を活用した、証券ビジネスへの一層の注力・拡大により、金融市場参加者間の資金好循環の実現に貢献し、グローバル市場での一層のプレゼンス向上に向けて取り組んでまいります。

投資業務においては、市場環境の変化を早期に察知する「予兆管理」やアセットアロケーション高度化によりリスクテイク力を強化し、グローバル経済・投資環境の変化に留意しながら、実現益と評価損益のバランスを重視したポートフォリオ運営やESG/SDGs軸を取り込んだ投資決定に取り組んでまいります。また、ALMにおいては従来以上にグローバルに効率的な資金繰り運営や資金調達源の多様化による強靱なバランスシート運営を通じ、グループ全体のビジネス戦略に貢献してまいります。

アセットマネジメントカンパニー

アセットマネジメントに関連する業務を担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券及びアセットマネジメントOne株式会社が一体となって、個人から機関投資家まで、幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供しております。

(今後の取り組み方針)

資産運用ビジネス本来の高い資本効率への構造転換に取り組むとともに、お客さまの中長期志向の資産形成をサポートし、国内金融資産の活性化に貢献してまいります。その達成に向けて、運用力・ソリューション提供力を強化し、アセットマネジメント機能の付加価値を高め、お客さまの期待を超える体験をグループ一体となって提供するとともに、イノベーションや業務プロセスの改革等を通じて、効率性や先進性を追求し、中長期にわたるビジネス成長基盤を強化してまいります。

グローバルプロダクツユニット

個人・法人・投資家等の幅広いセグメントのお客さまに向けた、投資銀行分野とトランザクション分野のソリューション提供業務を担当しております。M&Aや不動産、プロジェクトファイナンスから、国内外決済、資金管理、証券代行まで、各分野において高い専門性を発揮し、高度化・多様化するお客さまのニーズに応える事を目指してまいります。

(今後の取り組み方針)

グローバル経済の不確実性が高まる中、環境の変化を機敏に捉え、お客さまの付加価値創造や企業価値向上を最大限サポートしてまいります。また、事業の承継や再編、バランスシートの見直し等、法人のお客さまの成長戦略・経営戦略に応じて、グループ横断で最適なソリューションを提供してまいります。

資金管理・決済等のトランザクションや、プロジェクトファイナンス等の分野においては、国内外各拠点間で緊密に連携し、グローバルな投資家のニーズにも応えてまいります。加えて、各分野におけるプロフェッショナル人材の戦略的な育成により、専門性強化にも努めてまいります。

なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しました。

リサーチ&コンサルティングユニット

産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能を担うユニットとして、多様なソリューションを提供しております。

(今後の取り組み方針)

デジタル化・グローバル化・少子高齢化のメガトレンドに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不透明感等、経済・社会環境が大きく変化しています。リサーチ高度化、コンサルティング拡充等に取り組むことで、経済・社会の構造変化に対応した産業知見等の専門性を発揮するとともに、みずほの価値創造のバリューチェーンの起点となって、お客さまや社会に対する新たな価値の創造に貢献してまいります。

なお、みずほ情報総研株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社みずほトラストシステムズの3社は、2021年4月を目処に、みずほ情報総研株式会社を吸収合併存続会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社みずほトラストシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、統合する予定です。

2【事業等のリスク】

当事業年度の半期報告書における、前事業年度の有価証券報告書「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりです。本項に含まれている将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

1. 新型コロナウイルスに関するリスク

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本を含む世界経済に極めて強い下押し圧力ががかかっており、広範な企業活動に悪影響が及んでいます。これまでのところ、各国政府・中銀が相次いで打ち出した財政政策・金融緩和策等により、グローバルな金融システムにおける著しい信用収縮は回避され、金融市場は落ち着きを取り戻して推移しております。また、国内外で経済活動が再開されましたが、一部の地域では、経済活動の制限が再び強化される動きもみられます。当行及び当グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するために対策本部を設置し、同対策本部を中心として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、社会機能維持に不可欠な金融インフラとしてお客さまへの事業資金の供給や資金決済等の金融機能の維持・継続にグループ一丸となって努めてまいりました。

グローバル経済の落ち込みは当面継続し、金融市場ではボラティリティが高まり易い状況が続くものと想定され、感染の収束に時間を要した場合、もしくは感染が急拡大した場合には、さらなる長期化・深刻化も懸念されま。これらに伴い、当行及び当グループにおいても、与信関係費用の大幅な増加や、保有資産等の評価損や減損の発生・拡大、資金流動性の低下等につながる可能性があります。

また、こうした事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスについては、様々なリスクに横断的に影響を及ぼすリスク事象と捉えています。

2. 財務面に関するリスク

(4) 自己資本比率等に係るリスク

レバレッジ比率規制

2017年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼル 規制の見直しに係る最終規則文書において、レバレッジ比率規制の枠組みが最終化され、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくレバレッジ比率規制に係る府省令の一部改正及び関連する告示等を公表し、2019年3月31日より当行及び当グループに対して一定比率以上のレバレッジ比率の維持を求めるレバレッジ比率規制の段階的な適用が開始されております。なお、2020年6月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外すること等を内容とするレバレッジ比率規制に関連する告示等の一部を改正しています。

当該規制は、自己資本比率規制上の国際統一基準が適用される銀行持株会社及び銀行に対して、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率を一定比率以上に維持することを求めるものであり、当該規制により、仮に当行及び当グループのレバレッジ比率が一定比率を下回った場合には、レバレッジ比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強に係る措置を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小、子会社等の株式の処分、業務の全部又は一部の停止等の是正措置を求められる可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

総損失吸収力（TLAC）規制

2015年11月にFSBIは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して、一定比率以上の総損失吸収力（TLAC）を求める最終文書を公表しており、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくTLAC規制に係る銀行法施行規則の一部改正及び関連する告示を公表し、2019年3月31日より当グループ及び当行を含む当グループの主要子会社に対して本邦TLAC規制の段階的な適用が開始されております。なお、2020年6月に金融庁は、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり日銀預け金を除外すること等を内容とするレバレッジ比率規制に関連する告示等の一部を改正しています。当該改正により、レバレッジ比率の算定にあたり日銀預け金を除外する場合は、総エクスポージャーベース外部TLAC比率及び最低所要内部TLAC額の算定にあたって、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外することとなります。

TLAC規制は、当グループを含むG-SIBsに対して、自己資本比率規制に加えて追加的に適用される規制であり、当該規制により、仮に当グループのTLAC比率や、当行を含む当グループの主要子会社のTLAC額が一定基準を下回った場合には、金融庁から、TLAC比率の向上やTLAC額の増加に係る改善策の報告を求められる可能性や、業務改善命令を受ける可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2020年度中間期における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1．経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

[総論]

連結業務純益

- ・当中間連結会計期間の連結粗利益は前年同期比65億円減少し、741億円となりました。
- ・営業経費は前年同期比4億円増加し、494億円となりました。
- ・これらの結果、連結業務純益は、前年同期比62億円減少し、209億円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益

- ・与信関係費用は、2億円の利益計上となりました。
- ・株式等関係損益は、前年同期比25億円減少し、29億円の損失となりました。
- ・これらの結果、経常利益は、前年同期比75億円減少し、181億円となりました。
- ・特別損益は、前年同期比53億円増加し、58億円の利益となりました。
- ・税金関係費用は、前年同期比10億円減少し、66億円（損失）となりました。
- ・以上の結果、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比8億円減少し、172億円となりました。

(1) 経営成績の分析

[損益の状況]

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	806	741	65
資金利益	138	138	0
信託報酬	279	272	6
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	270	260	9
特定取引利益	4	4	0
その他業務利益	114	64	49
営業経費	490	494	4
不良債権処理額 (含：一般貸倒引当金繰入額)	0	0	0
貸倒引当金戻入益等	0	2	1
株式等関係損益	4	29	25
持分法による投資損益	0	0	0
その他	56	38	17
経常利益(+ + + + +)	256	181	75
特別損益	4	58	53
税金等調整前中間純利益(+)	261	239	21
税金関係費用	76	66	10
中間純利益(+)	184	173	10
非支配株主に帰属する中間純損益	3	0	2
親会社株主に帰属する中間純利益(+)	180	172	8
中間包括利益	94	260	165
与信関係費用(+)	0	2	1
(注) 費用項目は 表記しております。			
(参考) 連結業務純益	271	209	62
(参考) 連結業務純益 + ETF関係損益	257	199	58

* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

連結粗利益

連結粗利益は、前年同期比65億円減少し、741億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、前年同期比ほぼ横ばいの138億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、前年同期比6億円減少し、272億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前年同期比9億円減少し、260億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前年同期比ほぼ横ばいの4億円となりました。その他業務利益は、国債等債券売却益の減少等により前年同期比49億円減少し、64億円となりました。

営業経費

営業経費は、前年同期比4億円増加し、494億円となりました。

不良債権処理額及び 貸倒引当金戻入益等 (与信関係費用)

不良債権処理額(含：一般貸倒引当金繰入額)に、貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、2億円の利益となりました。なお、中間連結財務諸表の作成における会計上の見積りに用いた主要な仮定のうち、新型コロナウイルス感染症の収束までの期間につき、前連結会計年度末から変更し、より長期化する見通しを採用しております。

株式等関係損益

株式等関係損益は、株式関連派生商品費用の増加等により、前年同期比25億円減少し、29億円の損失となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、0億円の利益となりました。

その他

その他は、38億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比75億円減少し、181億円となりました。

特別損益

特別損益は、年金制度改定に伴う特別利益を計上したこと等により、前年同期比53億円増加し、58億円の利益となりました。

税金等調整前中間純利益

以上の結果、税金等調整前中間純利益は前年同期比21億円減少し、239億円となりました。

税金関係費用

税金関係費用は、66億円(損失)となりました。

中間純利益

以上の結果、中間純利益は前年同期比10億円減少し、173億円となりました。

非支配株主に帰属する中間純損益

非支配株主に帰属する中間純損益(利益)は、前年同期比2億円減少し、0億円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益 (中間包括利益)

以上の結果、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比8億円減少し、172億円となりました。また、中間包括利益は、前年同期比165億円増加し、260億円の利益となりました。

資金運用 / 調達状況

種類	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)
資金運用勘定	64,302	209	0.65	63,792	187	0.58
うち貸出金	33,626	126	0.75	34,883	110	0.63
うち有価証券	8,787	68	1.54	8,722	63	1.46
うちコールローン及び買入手形	94	1	2.23	121	0	0.18
うち債券貸借取引支払保証金	3,293	0	0.00	609	0	0.00
うち預け金	17,162	13	0.15	17,125	10	0.12
資金調達勘定	68,733	71	0.20	64,628	48	0.15
うち預金	35,571	6	0.03	31,845	2	0.01
うち譲渡性預金	4,483	0	0.01	5,630	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	8,435	2	0.05	7,826	0	0.01
うち売現先勘定	164	2	3.49	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	4,769	12	0.52	4,336	5	0.23
うち借入金	3,367	19	1.14	3,278	10	0.62

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

役務取引の状況

種類	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
役務取引等収益	447	431	16
うち信託関連業務	308	288	19
役務取引等費用	177	170	6

- 参考 -

損益状況(単体)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
業務粗利益	648	599	49
資金利益	134	134	0
信託報酬	279	272	6
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	115	122	7
特定取引利益	4	4	0
その他業務利益	114	64	49
経費(除:臨時処理分)	413	410	2
実質業務純益 (除:一般貸倒引当金純繰入額)	235	188	46
臨時損益等	18	30	12
うち不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金純繰入額)	0	0	0
うち貸倒引当金戻入益等	0	2	2
うち株式等関係損益	4	29	25
経常利益	217	158	58
特別損益	4	58	53
中間純利益	155	157	1
与信関係費用	0	2	2

(注) 費用項目は 表記しております。

[セグメント情報]

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5 経理の状況、1.中間連結財務諸表等、(1)中間連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

報告セグメントごとの業務粗利益 + ETF関係損益、業務純益 + ETF関係損益及び固定資産の金額に関する情報

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)			比較		
	金額(億円)			金額(億円)			金額(億円)		
	業務粗利益 +ETF関係 損益	業務純益 +ETF関係 損益	固定資産	業務粗利益 +ETF関係 損益	業務純益 +ETF関係 損益	固定資産	業務粗利益 +ETF関係 損益	業務純益 +ETF関係 損益	固定資産
リテール・事業 法人部門	248	29	192	209	58	175	39	28	17
大企業・金融・ 公共法人部門	296	146	131	314	162	116	18	15	15
グローバルマー ケッツ部門	158	129	38	121	93	33	36	36	4
その他	90	10	346	86	1	1,139	4	9	793
みずほ信託銀行 (連結)	793	257	709	731	199	1,464	61	58	755

(注)業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

(2) 財政状態の分析

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	72,044	74,235	2,191
うち有価証券	9,542	6,925	2,617
うち貸出金	33,535	34,477	942
負債の部	65,920	68,113	2,193
うち預金	31,519	32,150	631
うち譲渡性預金	6,647	5,610	1,037
純資産の部	6,124	6,122	2
株主資本合計	5,425	5,379	46
その他の包括利益累計額合計	656	742	86
非支配株主持分	42	-	42

[資産の部]
有価証券

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	9,542	6,925	2,617
国債	1,950	1,340	609
地方債	10	7	2
社債	831	793	37
株式	1,479	1,590	110
その他の証券	5,271	3,193	2,078

有価証券は、その他の証券が減少したこと等により、前連結会計年度末比2,617億円減少し、6,925億円となりました。

貸出金

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	33,535	34,477	942

貸出金は3兆4,477億円と、前連結会計年度末比942億円増加しております。

貸出金のうち連結ベースのリスク管理債権額(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算)は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	0	0	0
延滞債権	43	70	27
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	18	13	4
合計	61	84	22

貸出金*	33,623	34,533	909
------	--------	--------	-----

* 銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算

貸出金に対する割合(%)	0.18	0.24	0.06
--------------	------	------	------

当中間連結会計期間末の連結ベースのリスク管理債権残高は、延滞債権の増加を主因に前連結会計年度末比22億円増加し、84億円となりました。

その結果、貸出金に対するリスク管理債権の割合は、0.24%となっております。

- 参考 - 資産の査定

当行は、銀行勘定及び信託勘定について資産の査定を行っております。

銀行勘定の資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

信託勘定の資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

区分及び各々の金額は、次のとおりです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	前中間会計期間 (2019年9月30日)		当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	銀行勘定	信託勘定	銀行勘定	信託勘定
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	-	3	-
危険債権	22	27	65	-
要管理債権	18	-	7	-
正常債権	33,882	65	34,757	55

国内・海外別業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間 (2019年9月30日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	33,530	100.00	34,469	100.00
製造業	4,713	14.06	4,687	13.60
農業、林業	1	0.00	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.06	20	0.06
建設業	376	1.12	400	1.16
電気・ガス・熱供給・水道業	2,742	8.18	2,821	8.19
情報通信業	1,271	3.79	1,178	3.42
運輸業、郵便業	2,024	6.04	2,063	5.99
卸売業、小売業	1,686	5.03	1,436	4.17
金融業、保険業	3,488	10.40	2,838	8.23
不動産業	11,749	35.04	13,147	38.14
物品賃貸業	2,302	6.87	2,291	6.65
各種サービス業	504	1.51	546	1.59
地方公共団体	18	0.05	6	0.02
政府等	938	2.80	1,824	5.29
その他	1,691	5.05	1,204	3.49
海外及び特別国際金融取引勘定分	15	100.00	8	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	2	13.01	-	-
その他	13	86.99	8	100.00
合計	33,545		34,477	

(注) 1. 「国内」とは、当行(特別国際金融取引勘定を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外及び特別国際金融取引勘定分」とは、当行の特別国際金融取引勘定分及び海外連結子会社であります。

[負債の部]

預金

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	31,519	32,150	631
譲渡性預金	6,647	5,610	1,037

預金は、普通預金の増加等により、前連結会計年度末比631億円増加し、3兆2,150億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比1,037億円減少し、5,610億円となりました。

[純資産の部]

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	6,124	6,122	2
株主資本合計	5,425	5,379	46
資本金	2,473	2,473	-
資本剰余金	188	178	10
利益剰余金	2,763	2,727	35
その他の包括利益累計額合計	656	742	86
その他有価証券評価差額金	505	614	108
繰延ヘッジ損益	46	59	13
為替換算調整勘定	10	9	1
退職給付に係る調整累計額	185	178	7
非支配株主持分	42	-	42

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は、前連結会計年度末比2億円減少し、6,122億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

利益剰余金は、親会社株主に帰属する中間純利益を計上した一方、配当金の支払いにより、前連結会計年度末比35億円減少し、2,727億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比108億円増加し、614億円となりました。

(3) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況 (信託財産残高表 / 連結)

資産				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	634,513	0.79	573,325	0.65
有価証券	130,890	0.16	123,858	0.14
信託受益権	63,240,425	78.35	64,114,439	72.34
受託有価証券	410,192	0.51	414,837	0.47
金銭債権	5,500,206	6.81	12,508,350	14.11
有形固定資産	8,319,291	10.31	8,460,577	9.55
無形固定資産	361,170	0.45	356,170	0.40
その他債権	580,858	0.72	251,043	0.28
銀行勘定貸	1,055,510	1.31	1,336,263	1.51
現金預け金	476,227	0.59	488,856	0.55
合計	80,709,287	100.00	88,627,721	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	24,065,825	29.82	24,649,662	27.81
年金信託	3,183,854	3.94	3,355,051	3.79
財産形成給付信託	4,692	0.01	4,645	0.01
投資信託	18,396,464	22.79	18,673,049	21.07
金銭信託以外の金銭の信託	1,829,192	2.27	1,895,964	2.14
有価証券の信託	14,009,829	17.36	13,664,620	15.42
金銭債権の信託	4,304,969	5.33	11,401,488	12.85
土地及びその定着物の信託	435,204	0.54	509,740	0.58
包括信託	14,473,878	17.93	14,468,123	16.32
その他の信託	5,375	0.01	5,375	0.01
合計	80,709,287	100.00	88,627,721	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度279,436百万円、当中間連結会計期間185,613百万円。

貸出金残高の状況（業種別貸出状況）（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
電気・ガス・熱供給・水道業	982	0.15	982	0.17
情報通信業	250	0.04	250	0.04
金融業、保険業	190,867	29.60	192,842	33.64
不動産業、物品賃貸業	27,638	4.29	33,909	5.91
地方公共団体	5,833	0.90	2,517	0.44
その他	419,366	65.02	342,822	59.80
合計	644,939	100.00	573,325	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況（未残）

金銭信託

科目	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	金額（百万円）	金額（百万円）
貸出金	8,773	5,536
有価証券	1	1
その他	875,127	834,115
資産計	883,902	839,653
元本	883,781	839,565
債権償却準備金	27	17
その他	94	71
負債計	883,902	839,653

（注）1．信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2．リスク管理債権の状況

前連結会計年度

貸出金8,773百万円のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、該当ありません。

当中間連結会計期間

貸出金5,536百万円のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、該当ありません。

(4) 自己資本比率等に関する分析

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号、以下「告示」という）に定められた算式に基づき、算出しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結総自己資本比率(/)	23.74%	26.27%	2.53%
連結Tier 1比率(/)	23.66%	26.24%	2.58%
連結普通株式等Tier 1比率(/)	23.64%	26.24%	2.60%
連結における総自己資本の額	4,908	5,096	187
連結におけるTier 1資本の額	4,892	5,090	198
連結における普通株式等Tier 1資本の額	4,887	5,090	202
リスク・アセットの額	20,673	19,395	1,277
連結総所要自己資本額	1,653	1,551	102

連結レバレッジ比率（国際統一基準）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	比較
連結レバレッジ比率	6.79%	9.79%	3.00%

総自己資本の額は、前連結会計年度末比187億円増加し、5,096億円となりました。一方、リスク・アセットの額は、前連結会計年度末比1,277億円減少し、1兆9,395億円となりました。この結果、連結総自己資本比率は前連結会計年度末比2.53ポイント上昇し、26.27%となりました。

また、連結レバレッジ比率は、令和2年6月30日付告示改正に伴い、日本銀行に対する預け金の額が総エクスポージャーの額より除外されたこと等により、前連結会計年度末比3.00ポイント上昇し9.79%となりました。

(5) キャッシュ・フローの状況

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,360	3,695	5,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	611	1,313	1,925
財務活動によるキャッシュ・フロー	238	262	24

営業活動によるキャッシュ・フローは、信託勘定借の増加等により3,695億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得、売却及び償還等の結果1,313億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により262億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は2兆2,455億円となりました。

2. 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に竣工した重要な設備は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	用途	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	竣工年月
					総額	既支払額			
当行	本部ビル	東京都千代田区	新設	事務所等	89,600	79,693	自己資金	-	2020年9月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 内部管理上、当行に係る固定資産は3つの部門全てに配賦しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,699,086,424
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,854,803,547

(注) 当行定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,914,784,269	同左	-	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (注)1.
第一回第一種 優先株式 (注)2.	155,717,123	同左	-	(注)1. (注)3. (注)4.
第二回第三種 優先株式 (注)2.	800,000,000	同左	-	(注)1. (注)5. (注)6.
計	8,870,501,392	同左	-	-

(注)1. 当行の株式は、定款において単元株式数の定めは無く、全部の種類別の株式のいずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を要する旨を定めております。

2. 第一回第一種優先株式および第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

) 修正の頻度

1年に1度(2000年7月1日以降2018年7月1日までの毎年7月1日)

(八) 取得比率の上限

6.098

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当行の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

1999年7月1日から2019年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当行が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、2000年7月1日以降2018年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(二)に準じて調整される。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する（以下「調整後取得比率」という。）。

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5. 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

) 修正の頻度

1年に1度（2003年7月1日以降2018年7月1日までの毎年7月1日）

(ハ) 取得比率の上限

3.311

(2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当行の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6. 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

2002年7月1日から2019年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、2002年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、2003年7月1日以降2018年7月1日まで毎年7月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により算出される取得比率（以下「修正後取得比率」という。）に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(二)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率（ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。）を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率（上限取得比率を含む。）を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき(ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。)はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	中間会計期間 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	155,717,123
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	949,563,016
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	(注)
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-

(注) 2012年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第一回第一種優先株式数に対して取得比率6.098で算出された普通株式数を交付しています。

第二回第三種優先株式

	中間会計期間 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	800,000,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,938,400,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	(注)
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-

(注) 2012年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第二回第三種優先株式数に対して取得比率2.423で算出された普通株式数を交付しています。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年9月30日	普通株式 - 優先株式 -	普通株式 7,914,784,269 優先株式 955,717,123	-	247,369	-	15,505

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(注) 当行は、自己株式として第一回第一種優先株式155,717,123株および第二回第三種優先株式800,000,000株の計955,717,123株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 955,717,123	-	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。 (注)1.
第一回第一種優先株式	155,717,123	-	
第二回第三種優先株式	800,000,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,914,784,269	7,914,784,269	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)1.
単元未満株式	-	-	(注)2.
発行済株式総数	8,870,501,392	-	-
総株主の議決権	-	7,914,784,269	-

(注)1. 当行定款第7条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 上記の各種類の株式について、単元株式数の定めはありません。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 「発行済株式」の議決権制限株式および完全議決権株式の区分としての自己株式等について該当事項はありません。このほか無議決権株式の区分において、各種優先株式955,717,123株を自己株式として所有しています。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5【経理の状況】

1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第1項ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,852,175	2,350,286
コールローン及び買入手形	14,678	6,345
債券貸借取引支払保証金	198,053	32,855
買入金銭債権	32,493	167,398
特定取引資産	169,750	162,639
金銭の信託	7,125	8,018
有価証券	1,895,294	1,869,553
貸出金	3,353,575	3,447,797
外国為替	7,865	9,110
その他資産	837,233	828,433
有形固定資産	1089,903	10103,889
無形固定資産	45,267	42,610
退職給付に係る資産	94,017	103,601
繰延税金資産	602	326
支払承諾見返	14,773	15,831
貸倒引当金	4,359	4,054
資産の部合計	7,204,451	7,423,553
負債の部		
預金	83,151,922	83,215,085
譲渡性預金	664,780	561,080
コールマネー及び売渡手形	807,706	626,275
債券貸借取引受入担保金	8289,789	8355,615
特定取引負債	170,146	166,077
借入金	8255,860	8462,502
外国為替	23	2
社債	1110,000	1110,000
信託勘定借	1,055,510	1,336,263
その他負債	151,977	35,667
賞与引当金	3,771	3,459
変動報酬引当金	368	190
退職給付に係る負債	1,459	1,527
役員退職慰労引当金	291	206
睡眠預金払戻損失引当金	1,907	1,797
繰延税金負債	11,721	19,752
支払承諾	14,773	15,831
負債の部合計	6,592,010	6,811,335

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	18,895	17,833
利益剰余金	276,315	272,746
株主資本合計	542,581	537,949
その他有価証券評価差額金	50,597	61,446
繰延ヘッジ損益	4,615	5,933
為替換算調整勘定	1,077	926
退職給付に係る調整累計額	18,583	17,828
その他の包括利益累計額合計	65,643	74,268
非支配株主持分	4,216	-
純資産の部合計	612,440	612,217
負債及び純資産の部合計	7,204,451	7,423,553

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	115,186	107,730
信託報酬	27,918	27,277
資金運用収益	20,996	18,751
(うち貸出金利息)	12,644	11,057
(うち有価証券利息配当金)	6,818	6,385
役務取引等収益	44,781	43,100
特定取引収益	508	488
その他業務収益	15,278	7,749
その他経常収益	¹ 5,701	¹ 10,362
経常費用	89,561	89,613
資金調達費用	7,143	4,875
(うち預金利息)	678	273
役務取引等費用	17,768	17,068
特定取引費用	13	-
その他業務費用	3,867	1,299
営業経費	49,094	49,495
その他経常費用	² 11,673	² 16,874
経常利益	25,625	18,116
特別利益	³ 907	³ 6,569
特別損失	⁴ 423	⁴ 708
税金等調整前中間純利益	26,109	23,978
法人税、住民税及び事業税	4,177	2,495
法人税等調整額	3,512	4,143
法人税等合計	7,689	6,638
中間純利益	18,419	17,339
非支配株主に帰属する中間純利益	346	93
親会社株主に帰属する中間純利益	18,073	17,246

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	18,419	17,339
その他の包括利益	8,983	8,671
その他有価証券評価差額金	6,357	10,889
繰延ヘッジ損益	920	1,317
為替換算調整勘定	222	150
退職給付に係る調整額	1,482	749
中間包括利益	9,436	26,011
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	9,124	25,871
非支配株主に係る中間包括利益	312	139

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	18,895	258,632	524,897
当中間期変動額				
剰余金の配当			23,823	23,823
親会社株主に帰属する 中間純利益			18,073	18,073
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	5,749	5,749
当中間期末残高	247,369	18,895	252,882	519,147

	その他の包括 利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	77,588	1,608	1,173	20,762	97,916	3,651	626,465
当中間期変動額							
剰余金の配当							23,823
親会社株主に帰属する 中間純利益							18,073
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	6,324	920	222	1,481	8,948	307	8,641
当中間期変動額合計	6,324	920	222	1,481	8,948	307	14,391
当中間期末残高	71,264	2,529	951	19,280	88,967	3,959	612,074

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	18,895	276,315	542,581
当中間期変動額				
剰余金の配当			20,815	20,815
親会社株主に帰属する 中間純利益			17,246	17,246
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		1,062		1,062
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	1,062	3,569	4,631
当中間期末残高	247,369	17,833	272,746	537,949

	その他の包括 利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	50,597	4,615	1,077	18,583	65,643	4,216	612,440
当中間期変動額							
剰余金の配当							20,815
親会社株主に帰属する 中間純利益							17,246
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							1,062
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	10,848	1,317	150	755	8,625	4,216	4,408
当中間期変動額合計	10,848	1,317	150	755	8,625	4,216	223
当中間期末残高	61,446	5,933	926	17,828	74,268	-	612,217

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	26,109	23,978
減価償却費	3,592	4,109
減損損失	341	-
のれん償却額	433	433
持分法による投資損益(は益)	26	19
貸倒引当金の増減()	351	305
賞与引当金の増減額(は減少)	130	312
変動報酬引当金の増減額(は減少)	283	178
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	4,624	4,418
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	87	67
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	30	85
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	293	109
資金運用収益	20,996	18,751
資金調達費用	7,143	4,875
有価証券関係損益()	13,094	8,081
金銭の信託の運用損益(は運用益)	113	198
為替差損益(は益)	10,459	11,211
固定資産処分損益(は益)	826	376
退職給付制度改定関連損益(は益)	-	6,237
特定取引資産の純増()減	37,806	7,110
特定取引負債の純増減()	39,552	4,068
貸出金の純増()減	17,338	94,221
預金の純増減()	120,684	64,491
譲渡性預金の純増減()	82,230	103,700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	72,348	206,642
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減	31,909	24,795
コールローン等の純増()減	23,974	126,572
債券貸借取引支払保証金の純増()減	45,535	165,198
コールマネー等の純増減()	176,879	181,431
債券貸借取引受入担保金の純増減()	41,387	65,825
外国為替(資産)の純増()減	1,652	1,244
外国為替(負債)の純増減()	0	21
信託勘定借の純増減()	12,427	280,752
資金運用による収入	23,994	24,239
資金調達による支出	8,776	8,474
その他	82,234	99,419
小計	129,099	375,505
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	6,954	5,984
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,053	369,520

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,348,889	2,538,467
有価証券の売却による収入	2,003,918	2,436,747
有価証券の償還による収入	284,929	250,549
金銭の信託の増加による支出	1,882	1,706
金銭の信託の減少による収入	104	841
有形固定資産の取得による支出	213	14,678
無形固定資産の取得による支出	4,239	4,553
有形固定資産の売却による収入	1,082	-
無形固定資産の売却による収入	4,019	2,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,168	131,383
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	23,823	20,815
非支配株主への配当金の支払額	4	4
子会社の自己株式の取得による支出	-	5,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,827	26,234
現金及び現金同等物に係る換算差額	436	195
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	221,486	474,473
現金及び現金同等物の期首残高	2,423,432	1,771,054
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,201,945	1 2,245,528

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 12社

主要な会社名

みずほ不動産販売株式会社

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

株式会社みずほトラストシステムズ

みずほリアルティOne株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

日本株主データサービス株式会社

日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 10社

(2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間連結会計期間末におけるその金額は387百万円（前連結会計年度末は368百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

当行グループは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁 令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその長期化による影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい業種・債務者属性を特定し、債務者ごとの事業環境が回復するのに要する期間及び本邦GDP成長率の予測等の仮定をもとに予想損失額を見積っております。なお、当該見積りに用いた主要な仮定のうち、新型コロナウイルス感染症の収束までの期間は前連結会計年度末のものより長期化する見直しを採用しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 変動報酬引当金の計上基準

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見

合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価しておりますが、当中間連結会計期間末より中間連結会計期間末日の市場価格により評価しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	3,424百万円	3,443百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
(再)担保に差し入れている有価証券	167,332百万円	-百万円
当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	30,448百万円	32,646百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	16百万円	21百万円
延滞債権額	4,316百万円	7,034百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,844百万円	1,396百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	6,176百万円	8,453百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	106百万円	161百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	466,856百万円	369,605百万円
貸出金	265,151 "	331,617 "
計	732,007 "	701,222 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,057 "	4,204 "
債券貸借取引受入担保金	282,785 "	355,615 "
借入金	255,860 "	162,502 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	226百万円	215百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
先物取引差入証拠金	2,782百万円	2,293百万円
保証金	8,262百万円	8,250百万円
金融商品等差入担保金等	117,650百万円	121,857百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,386,583百万円	1,414,362百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,099,230百万円	1,117,538百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	32,912百万円	33,699百万円

11.社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

12.元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	883,781百万円	839,565百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,959百万円	5,972百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式関連派生商品費用	712百万円	4,438百万円
株式等売却損	1,343百万円	2,532百万円
株式等償却	311百万円	1,935百万円
システム移行関連費用	1,351百万円	- 百万円

3. 「特別利益」は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
過去勤務費用処理額	- 百万円	6,569百万円
固定資産処分益	907百万円	- 百万円

「過去勤務費用処理額」は退職給付制度を改定したことに伴い発生した過去勤務費用によるものです。

4. 「特別損失」は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
固定資産処分損	81百万円	376百万円
確定拠出年金移行差損	- 百万円	331百万円
減損損失	341百万円	- 百万円

「確定拠出年金移行差損」は確定給付年金の一部を確定拠出年金に移行したことによるものです。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	23,823	3.01	2019年3月31日	2019年6月3日

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	20,815	2.63	2020年3月31日	2020年6月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	2,283,899百万円	2,350,286百万円
中央銀行預け金を除く預け金	81,954 "	104,757 "
現金及び現金同等物	2,201,945 "	2,245,528 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、什器・備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	3,686	3,640
1年超	8,006	6,189
合計	11,692	9,829

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	32,493	32,598	105
(2) 金銭の信託	5,303	5,303	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	937,743	937,743	-
(4) 貸出金	3,353,575		
貸倒引当金(*1)	4,238		
	3,349,337	3,377,435	28,098
資産計	4,324,876	4,353,080	28,203
(1) 預金	3,151,922	3,152,903	980
(2) 借入金	255,860	255,860	-
(3) 社債	10,000	10,135	135
負債計	3,417,783	3,418,898	1,115
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,609		
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,111)		
デリバティブ取引計	498	498	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、貸出金以外の科目に対する貸倒引当金については、貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額してはりましたが、当中間連結会計期間より貸倒引当金は減額せず、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	167,398	167,579	180
(2) 金銭の信託	6,254	6,254	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	675,758	675,758	-
(4) 貸出金	3,447,797		
貸倒引当金（*1）	3,941		
	3,443,856	3,473,034	29,178
資産計	4,293,267	4,322,627	29,359
(1) 預金	3,215,085	3,214,302	783
(2) 借入金	462,502	462,502	-
(3) 社債	10,000	10,042	42
負債計	3,687,588	3,686,847	741
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,448		
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,873)		
デリバティブ取引計	(3,425)	(3,425)	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「金銭の信託」及び「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)	12,768	12,715
組合出資金等(*2)	5,605	5,842

- * 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- * 2 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 3 前連結会計年度において、0百万円減損処理を行っております。
 当中間連結会計期間において、56百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	141,257	141,257
有価証券				
その他有価証券				
株式	147,463	-	-	147,463
国債	134,062	-	-	134,062
地方債	-	773	-	773
社債	-	869	78,519	79,389
外国証券	179,313	101,229	-	280,542
その他	20,446	-	-	20,446
デリバティブ取引				
金利債券関連	8	162,631	-	162,639
通貨関連	-	67	-	67
株式関連	2	-	-	2
資産計	481,296	265,571	219,777	966,645
デリバティブ取引				
金利債券関連	-	166,077	-	166,077
通貨関連	-	57	-	57
株式関連	-	-	-	-
負債計	-	166,135	-	166,135

(*) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年3月6日 内閣府令第9号）附則第6条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は金融資産13,081百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	26,321	26,321
金銭の信託	-	-	6,254	6,254
貸出金	-	-	3,473,034	3,473,034
資産計	-	-	3,505,610	3,505,610
預金	-	3,214,302	-	3,214,302
借入金	-	462,502	-	462,502
社債	-	10,042	-	10,042
負債計	-	3,686,847	-	3,686,847

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能であることから主にレベル3に分類、又は債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスク等を考慮したうえで市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金の時価は、原則として、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、主に約定期間が短期間（6ヵ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイク・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権				
証券化商品	割引現在価値法	期限前償還率	0.9% - 13.4%	6.1%
		倒産確率	0.6% - 1.1%	0.9%
		割引率	0.2% - 0.4%	0.2%
有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.0% - 1.0%	0.2%

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	中間期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
買入金銭債権	4,127	-	503	136,627	-	-	141,257	-
有価証券								
その他有価証券								
社債	73,064	-	259	5,196	-	-	78,519	-

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であります。期限前償還率の動きは、債務者の延滞と負の相関関係にあります。一般に、期限前償還率の著しい変動は、金融商品の構造に応じて、時価の著しい上昇(下落)を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇(低下)は、割引率の上昇(低下)を伴い、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

割引率

割引率は、LIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券
該当ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108,193	42,563	65,629
	債券	248,834	247,282	1,552
	国債	178,409	177,500	909
	地方債	1,048	1,037	10
	社債	69,376	68,743	632
	その他	447,522	434,970	12,551
	外国証券	427,721	416,136	11,585
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	19,800	18,834	966
	小計	804,550	724,816	79,733
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,177	35,292	7,115
	債券	30,371	30,411	40
	国債	16,632	16,632	-
	地方債	-	-	-
	社債	13,739	13,779	40
	その他	78,771	86,296	7,524
	外国証券	48,508	49,875	1,366
	買入金銭債権	4,127	4,127	-
	その他	26,135	32,293	6,157
	小計	137,320	152,000	14,680
合計		941,871	876,817	65,053

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	126,262	44,560	81,701
	債券	106,230	105,384	846
	国債	30,224	30,215	8
	地方債	773	767	5
	社債	75,233	74,400	832
	その他	280,213	270,670	9,543
	外国証券	129,812	121,941	7,871
	買入金銭債権	137,436	136,932	503
	その他	12,965	11,796	1,168
	小計	512,706	420,615	92,091
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	21,200	29,859	8,658
	債券	107,994	108,165	171
	国債	103,838	104,003	165
	地方債	-	-	-
	社債	4,156	4,162	5
	その他	175,114	177,361	2,247
	外国証券	153,397	154,282	884
	買入金銭債権	3,821	3,821	-
	その他	17,895	19,258	1,362
	小計	304,310	315,387	11,077
合計		817,016	736,002	81,013

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という）することにしております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,451百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,879百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	7,125	7,125	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	8,018	8,018	-	-	-

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(其他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次の通りであります。

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	65,073
其他有価証券	65,073
() 繰延税金負債	14,017
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	51,056
() 非支配株主持分相当額	458
其他有価証券評価差額金	50,597

(注) 外貨建の市場価格のない株式等および組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「其他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (2020年 9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	81,033
其他有価証券	81,033
() 繰延税金負債	19,087
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	61,945
() 非支配株主持分相当額	499
其他有価証券評価差額金	61,446

(注) 外貨建の市場価格のない株式等および組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「其他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次の通りであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物 買建	-	-	-	-
	債券先物 売建	2,960	-	194	194
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ 受取固定・支払変動	6,043,122	5,048,266	165,693	165,693
店頭	受取変動・支払固定	6,600,267	5,032,522	166,306	166,306
	受取変動・支払変動	261,490	180,590	222	222
	金利スワップ 受取固定・支払変動	572,857	552,857	6,111	6,111
内部取引	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計			5,914	5,914

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物 買建	1,578	1,578	1	1
	債券先物 売建	469	-	2	2
	買建	1,914	-	3	3
	金利スワップ 受取固定・支払変動	6,082,457	5,057,095	160,825	160,825
店頭	受取変動・支払固定	6,604,420	5,106,300	164,397	164,397
	受取変動・支払変動	203,390	147,250	125	125
	金利スワップ 受取固定・支払変動	505,184	505,184	8,051	8,051
内部取引	受取変動・支払固定	25,000	25,000	177	177
	合計			4,436	4,436

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(表示方法の変更)

金利関連取引と債券関連取引については、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等の制定を契機に、当中間連結会計期間より金利債券関連取引として表示しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	216	-	1	1
	買建	817	-	8	8
合計				9	9

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	16,605	-	53	53
	買建	15,922	-	62	62
合計				9	9

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	5,745	-	567	567
	株式指数先物オプション 買建	35,750	-	1,272	204
合計				704	363

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	5,692	-	2	2
	株式指数先物オプション 買建	-	-	-	-
合計				2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 商品関連取引

該当ありません。

(5) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

みずほフィナンシャルグループ(以下、当グループ)は、持株会社の下で銀行・信託・証券を一体的に運営する当グループの特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。

当行グループは、顧客セグメントに応じた「リテール・事業法人部門」「大企業・金融・公共法人部門」「グローバルマーケット部門」の3つの部門に分類して記載しております。

なお、それぞれの担当する業務は以下の通りです。

リテール・事業法人部門 : 国内の個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務

大企業・金融・公共法人部門 : 国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務

グローバルマーケット部門 : 金利・エクイティ・クレジット等への投資業務等

以下の報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益及び固定資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益は、資金利益、信託報酬、役員取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計にE T F 関係損益を加えたものであります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益は、業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益から経費(除く臨時処理分)、持分法による投資損益及びその他(連結調整)を調整したものであります。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益は、市場実勢価格に基づいております。

また、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、当行に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）+ E T F 関係損益及び固定資産の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケット 部門	その他 （注）2	
業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益	24,825	29,612	15,811	9,079	79,328
経費（除く臨時処理分）	27,813	14,919	2,840	5,147	50,722
持分法による投資損益	-	-	-	26	26
その他	-	-	-	2,871	2,871
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引 当金繰入前）+ E T F 関係損益	2,988	14,693	12,970	1,086	25,761
固定資産	19,287	13,160	3,810	34,649	70,908

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益を記載しております。

なお、E T F 関係損益は 1,362百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 2020年4月より各セグメント及びその他間の配分方法を変更したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケット 部門	その他 （注）2	
業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益	20,905	31,462	12,150	8,628	73,148
経費（除く臨時処理分）	26,715	15,205	2,806	5,385	50,112
持分法による投資損益	-	-	-	19	19
その他	-	-	-	3,126	3,126
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引 当金繰入前）+ E T F 関係損益	5,809	16,257	9,344	136	19,929
固定資産	17,537	11,644	3,343	113,974	146,499

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益を記載しております。

なお、E T F 関係損益は 975百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益と中間連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りです。

(1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益	79,328	73,148
ETF関係損益	1,362	975
信託勘定与信関係費用	-	-
その他経常収益	5,701	10,362
営業経費	49,094	49,495
その他経常費用	11,673	16,874
中間連結損益計算書の経常利益	25,625	18,116

(2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) +ETF関係損益	25,761	19,929
信託勘定与信関係費用	-	-
経費(臨時処理分)	1,627	617
不良債権処理額(含む一般貸倒引当金繰入額)	0	0
貸倒引当金戻入益等	86	282
株式等関係損益-EETF関係損益	955	1,958
特別損益	484	5,861
その他	2,805	752
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	26,109	23,978

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	341	341

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・ 事業法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバル マーケット部門	その他	
当中間期償却額	-	21	-	411	433
当中間期末残高	-	379	-	13,382	13,761

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・ 事業法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバル マーケット部門	その他	
当中間期償却額	-	21	-	411	433
当中間期末残高	-	336	-	12,558	12,894

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額		76円84銭	77円35銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	612,440	612,217
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,216	-
(うち非支配株主持分)	百万円	(4,216)	(-)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	608,224	612,217
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	7,914,784	7,914,784

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益金額		2円28銭	2円17銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	18,073	17,246
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	18,073	17,246
普通株式の期中平均株式数	千株	7,914,784	7,914,784

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(有価証券投資業務の廃止)

当行は、2020年10月22日開催の取締役会において、一部の商品を除き有価証券投資に関する業務を廃止することを決議いたしました。

(1)廃止の理由

株式会社みずほ銀行との市場業務のグループ一体運営を推進するためです。

(2)廃止の時期

2021年3月を予定しております。

(3)廃止による会社の損失見込額及び営業活動等へ及ぼす重要な影響

廃止に伴う損失は発生しない見込みです。また、当中間連結会計期間後、有価証券の連結貸借対照表計上額及びセグメント情報に開示しているグローバルマーケット部門の業務純益等に相応の影響が見込まれますが、これらへの影響を含め、現時点では当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響は未確定であります。

(現物配当による子会社の異動)

当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループは、非金融ビジネスの中核会社として「金融を越える新たな価値」の提供力を飛躍的に向上させることを目的として、株式会社みずほトラストシステムズ、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であるみずほ情報総研株式会社及びみずほ総合研究所株式会社の統合等のグループ子会社の再編を予定しています。

当該再編に先立ち、当行は、2020年11月11日開催の取締役会において、株式会社みずほフィナンシャルグループに対して、当行が保有する株式会社みずほトラストシステムズの株式を2021年1月1日付けで現物配当することについて、株主総会に付議することを決議いたしました。これにより、株式会社みずほトラストシステムズは当行の連結の範囲から除外される予定です。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,766,799	2,235,246
コールローン	14,678	6,345
債券貸借取引支払保証金	198,053	32,855
買入金銭債権	32,493	167,398
特定取引資産	169,750	162,639
金銭の信託	7,125	8,018
有価証券	1,895,624	1,869,685
貸出金	3,367,475	3,465,966
外国為替	7,865	9,110
その他資産	359,752	270,761
その他の資産	8359,752	8270,761
有形固定資産	86,705	100,808
無形固定資産	30,529	28,021
前払年金費用	65,759	78,345
支払承諾見返	14,755	15,818
貸倒引当金	3,689	3,441
資産の部合計	7,076,682	7,273,580
負債の部		
預金	83,096,295	83,133,125
譲渡性預金	664,780	561,080
コールマネー	807,706	626,275
債券貸借取引受入担保金	8289,789	8355,615
特定取引負債	170,146	166,077
借入金	8255,860	8462,502
外国為替	23	2
社債	1010,000	1010,000
信託勘定借	1,055,510	1,336,263
その他負債	142,457	23,236
未払法人税等	4,038	2,414
資産除去債務	1,136	1,632
その他の負債	137,282	19,189
賞与引当金	2,153	2,293
変動報酬引当金	368	190
退職給付引当金	-	1,892
睡眠預金払戻損失引当金	1,907	1,797
繰延税金負債	3,220	11,414
支払承諾	14,755	15,818
負債の部合計	6,514,977	6,707,585

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,505	15,505
資本準備金	15,505	15,505
利益剰余金	253,465	248,353
利益準備金	41,484	45,647
その他利益剰余金	211,980	202,705
繰越利益剰余金	211,980	202,705
株主資本合計	516,339	511,228
その他有価証券評価差額金	49,981	60,700
繰延ヘッジ損益	4,615	5,933
評価・換算差額等合計	45,365	54,767
純資産の部合計	561,705	565,995
負債及び純資産の部合計	7,076,682	7,273,580

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	95,561	89,548
信託報酬	27,919	27,277
資金運用収益	20,261	18,261
(うち貸出金利息)	12,647	11,066
(うち有価証券利息配当金)	6,532	6,154
役務取引等収益	29,143	29,087
特定取引収益	508	488
その他業務収益	15,278	7,749
その他経常収益	1,249	1,684
経常費用	73,859	73,729
資金調達費用	6,801	4,797
(うち預金利息)	350	205
役務取引等費用	17,601	16,815
特定取引費用	13	-
その他業務費用	3,862	1,328
営業経費	2,39,656	2,40,447
その他経常費用	3,5,923	3,10,340
経常利益	21,702	15,819
特別利益	4,907	4,6,569
特別損失	420	707
税引前中間純利益	22,188	21,681
法人税、住民税及び事業税	3,107	2,181
法人税等調整額	3,519	3,796
法人税等合計	6,626	5,977
中間純利益	15,562	15,704

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	36,719	205,170	241,889	504,764
当中間期変動額							
剰余金の配当				4,764	28,588	23,823	23,823
中間純利益					15,562	15,562	15,562
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	4,764	13,026	8,261	8,261
当中間期末残高	247,369	15,505	15,505	41,484	192,144	233,628	496,503

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	76,295	1,608	74,687	579,452
当中間期変動額				
剰余金の配当				23,823
中間純利益				15,562
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,784	920	7,705	7,705
当中間期変動額合計	6,784	920	7,705	15,966
当中間期末残高	69,511	2,529	66,982	563,486

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	41,484	211,980	253,465	516,339
当中間期変動額							
剰余金の配当				4,163	24,979	20,815	20,815
中間純利益					15,704	15,704	15,704
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	4,163	9,274	5,111	5,111
当中間期末残高	247,369	15,505	15,505	45,647	202,705	248,353	511,228

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49,981	4,615	45,365	561,705
当中間期変動額				
剰余金の配当				20,815
中間純利益				15,704
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,718	1,317	9,401	9,401
当中間期変動額合計	10,718	1,317	9,401	4,289
当中間期末残高	60,700	5,933	54,767	565,995

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～10年)に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間会計期間末におけるその金額は215百万円（前事業年度末は215百万円）であります。

（追加情報）

当行は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁 令和元年12月18日）の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその長期化による影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい業種・債務者属性を特定し、債務者ごとの事業環境が回復するのに要する期間及び本邦GDP成長率の予測等の仮定をもとに予想損失額を見積っております。なお、当該見積りに用いた主要な仮定のうち、新型コロナウイルス感染症の収束までの期間は前事業年度末のものより長期化する見通しを採用しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）変動報酬引当金

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（4）退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（5）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．ヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っておりません。

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として中間会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価してはりましたが、当中間会計期間末より中間会計期間末日の市場価格により評価しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	38,580百万円	38,580百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(再)担保に差し入れている有価証券	167,332百万円	-百万円
再貸付けに供している有価証券	30,448百万円	32,646百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	-百万円	-百万円
延滞債権額	4,232百万円	6,926百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,140百万円	753百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	5,373百万円	7,679百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	106百万円	161百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	466,856百万円	369,605百万円
貸出金	265,151 "	331,617 "
計	732,007 "	701,222 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,057 "	4,204 "
債券貸借取引受入担保金	282,785 "	355,615 "
借入金	255,860 "	162,502 "

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
先物取引差入証拠金	2,782百万円	2,293百万円
保証金	6,235百万円	6,227百万円
金融商品等差入担保金	117,649百万円	121,857百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,402,283百万円	1,425,762百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	1,114,930百万円	1,128,938百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 社債は全額劣後特約付社債ですが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

11. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	883,781百万円	839,565百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,959百万円	5,972百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	528百万円	825百万円
無形固定資産	3,111百万円	3,738百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式関連派生商品費用	712百万円	4,438百万円
株式等売却損	1,343百万円	2,532百万円
株式等償却	311百万円	1,933百万円
システム移行関連費用	1,463百万円	- 百万円

4. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
過去勤務費用処理額	- 百万円	6,569百万円

「過去勤務費用処理額」は退職給付制度を改定したことに伴い発生した過去勤務費用によるものです。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格がありません。中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次の通りであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	35,830	35,830
関連会社株式	2,750	2,750
合計	38,580	38,580

(重要な後発事象)

(有価証券投資業務の廃止)

2020年10月22日開催の取締役会において、一部の商品を除き有価証券投資に関する業務を廃止することを決議いたしました。

(1)廃止の理由

株式会社みずほ銀行との市場業務のグループ一体運営を推進するためです。

(2)廃止の時期

2021年3月を予定しております。

(3)廃止による会社の損失見込額及び営業活動等へ及ぼす重要な影響

廃止に伴う損失は発生しない見込みです。また、当中間会計期間後、有価証券の貸借対照表計上額等に相応の影響が見込まれますが、これらへの影響を含め、現時点では当事業年度の財務諸表に及ぼす影響は未確定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第150期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月24日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月24日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第151期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。